

◎新潟県公安委員会告示第141号

新潟県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（令和3年5月新潟県公安委員会告示第63号）の一部を次のように改正し、令和6年1月4日から施行する。

令和5年12月22日

新潟県公安委員会

委員長 山田 知治

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後		改正前	
別表第1（第3条関係）		別表第1（第3条関係）	
法令	規定	法令	規定
(略)		(略)	
自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）	(略)	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）	(略)
古物営業法施行規則（平成7年国家公安委員会規則第10号）	第14条の2（仮設店舗の場所の所轄警察署長を経由して提出するものに限る。）		
(略)		(略)	
別表第2（第5条関係）		別表第2（第5条関係）	
法令	規定	法令	規定
(略)		(略)	
自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律	(略)	自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律	(略)
古物営業法施行規則	第14条の2（仮設店舗の場所の所轄警察署長を経由して提出するものに限る。）		
(略)		(略)	